

# 高齢者虐待の防止のための指針（一部抜粋）

医療法人社団 総生会  
総生会訪問看護ステーション

総生会訪問看護ステーションは、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号以下「高齢者虐待防止法」という）の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう指針を定め措置を講じる。

## 1 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に示すとおり、高齢者を虐待という権利侵害から守り、その防止に努めることは極めて重要である。

また、虐待の禁止、防止のみならず虐待の発生時、発見時は速やかに措置を講じ、尊厳の保持・人格が尊重され、安全・安楽な暮らしが確保されるべきと考える

## 2 指針の目的

当事業所では、同法の趣旨を踏まえ虐待の禁止、防止、早期発見・迅速かつ適切な対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対処し再発防止策を講じる。

そのための具体的な組織体制、研修などの取組について、本指針に定め、事業所すべての職員が共有し実行してゆけるようこの指針を定める。また運営規定に「虐待防止に関する指針」として明示する。また、当事業所職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待及びセルフ・ネグレスト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐待に至る以前の対策が必要な状況についても、「虐待等」として本指針に基づく取り組みの対象とする。

## 3. 高齢者虐待の定義・種類

高齢者虐待防止法の規定に基づき、当事業所では「高齢者虐待」は次のいずれかに該当する行為として整理する。

※注）虐待に対する「自覚」は問わない

利用者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に利用者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応する。

### 1) 定義

- (1) 高齢者虐待＝①擁護者による高齢者虐待 ②養介護施設従事者等による高齢者虐待
- (2) 高齢者＝65歳以上 65歳未満の養介護施設・事業所利用の障害者も含む
- (3) 養介護施設従事者＝老人福祉法および介護保険法に規定される「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事するもの（直接介護サービスを提供しない管理者や事務介護職以外で直接高齢者に関わる他の職員も含まれる）

### 2) 種類

- ①身体的虐待 ②ネグレクト（放棄放任） ③心理的虐待 ④性的虐待 ⑤経済的虐待

## 4. 虐待防止検討委員会と他所内の組織について

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり「虐待防止委員会」を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じる。

委員会では、以下の項目について検討を行うとともに、必要な取組事項を決定します。

- (1) 虐待防止委員会その他施設内の組織に関すること
- (2) 虐待の防止のための指針やマニュアルの整備、見直しに関すること
- (3) 虐待の防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関すること
- (4) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (5) 職員が虐待等を把握した場合に、市区町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- (6) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- (7) 再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関すること

## 5. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止の徹底や早期対応を図るため職員全員に「虐待予防・マニュアル」の研修を実施し全職員に適切な知識の普及に努める。

研修内容は、以下のものを基本とし、詳細は虐待防止検討委員会により（必用時研修担当と連携）定め、研修記録に残す

- (1) 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識
- (2) 本指針及び「虐待防止対策マニュアル」の内容に基づく取り組み方法
- (3) 虐待等に関する相談・報告ならびに通報の方法
- (4) 委員会の活動内容及び委員会における決定事項

## 6. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針と対応

虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見した場合は、高齢者虐待防止法（第7条）規定にしたがい、行政など機関に報告し、迅速に措置を講じ、高齢者の安全を第一に優先する。

行政機関等からの調査、指導、処分等については、法令に従い適切に対応する。

また、養護者による虐待や擁護者の同居人等である場合にも同様に対処、報告する。

この場合、秘密漏洩には該当されない。

### 1) 加害者の分類と対応

#### (1) 虐待の加害者が当職員であった場合

- ①発見者や当事者・利用者・家族からの通報を受けた受付職員は、第一に高齢者の安全確保（緊急時は救急搬送・警察・家族への連絡を含む）
- ②発見者や当事者・利用者・家族からの通報を受けた受付職員は、管理者・虐待委員会へすみやかに報告する。
- ③虐待委員会は速やかに必要な処置を講じる
  - ・高齢者の安全確保がなされているか再確認
  - ・速やかに事実確認に努める
  - ・法人報告
  - ・市町村、公的機関への報告
  - ・他、委員会に定められた通り
- ④その他メンバーは、委員会の指揮のもと、協力体制をとる

- ⑤加害者は行政機関等からの調査、指導、処分等について従い、また法人の規程に沿って処分を受ける
  - ⑥管理者（委員会責任者）においても行政機関等からの調査、指導、処分等について従い、また法人の規程に沿って処分を受ける場合がある
- (2) 虐待の加害者が擁護者、または同居人、他事業所の職員であった場合
- ①発見者・相談受付者は、管理者・虐待委員会報告に速やかに報告
  - ②虐待委員会は速やかに必要な処置を講じる
    - ・高齢者の安全確保がなされているか再確認
    - ・関係機関に連絡し、事実確認や必要時、家族への連絡の協力体制を仰ぐ（関連機関 ケアマネジャーや該当の他事業所、）
    - ・市町村、公的機関への報告 またはそれがなされたか確認（警察含む）
    - ・必要時、関連機関
    - ・他、委員会に定められた通り
- ※発見者や相談受付者は正確な情報確認や事実確認のため、委員会からの要請で、上記に対して実施・協力する。

### (1) 市町村・公的機関への通報先

- ①虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見した場合は、速やかに各担当地域の地域包括センターまたは川崎市の窓口、（または利用者の地区町村）に連絡する
- ②緊急性の高い場合は川崎市、警察、救急搬送等の協力を仰ぎ被害者の権利と生命を最優先する
- ③地域包括支援センターは介護保険法の地域支援事業中で「権利擁護のための必要な援護を行う」と定められており、市町村と連携構築体制を構築し市町村の業務の一部を委託される機関として公的責任の担い手であると解されている。

### (2) 他機関との連携

利用者ごとのケアマネジャーや連携事業所

## 7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点を含めて、成年後見制度その他の権利擁護事業について、利用者や 家族等へ説明を行うとともに、その求めに応じて、適宜ケアマネジャーへその旨の提案や必要時は各担当区役所及び各区社会福祉協議会等の窓口に対応について相談をする。。

## 8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情については、重要事項説明書に示している、当事業所において包括的に設置する「苦情対応窓口」において受け付ける。受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に 関係する内容が含まれている場合には、苦情対応責任者を通じて、委員会に報告する。

## 9. 職員等が留意すべき「職員心得」事項

職員等は、利用者の人格を尊重することを深く認識し、虐待を防止するために次に掲げる事項に留意する。虐待事案の発生は、利用者の生命と生活を脅かすことのみならず、法人としての社会的な信頼を著しく損なうこと、そして、その後の事業経営において大きな困難を抱えることになる問題として 十分に認識する必要がある。

- (1) 意識の重要性
  - ・ 利用者の安全を最優先する
  - ・ 常に迅速な対応を意識する。
  - ・ 常に利用者の人格や権利を尊重すること。
  - ・ 職員等は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心掛けること。
  - ・ 虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差や性差などがあることを、認識すること。
- (2) 基本的な心構え
  - ・ 利用者との人間関係が構築されている（親しい間柄）と独りよがり思い込まないこと。
  - ・ 利用者が職員の言動に対し虐待であるとの意思表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと。
  - ・ 利用者本人は心理的苦痛を感じていても、それを訴えたり、拒否することができない場合もあることを認識すること。
  - ・ 職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動について、職員同士で注意を促すこと。
  - ・ 虐待（疑い）を受けている利用者について見聞きした場合は、利用者の立場に立って事実確認や懇切丁寧な相談支援を行なうとともに、責任者に速やかに報告すること。
  - ・ 職場内の虐待に係る問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持つとともに、責任者への速やかな報告は職員等の義務であることを認識すること。

## 10. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

- 1) 「虐待防止マニュアル」の活用 本指針を踏まえて改定された「虐待防止マニュアル」に基づき、日常業務における虐待等の防止に努めます。
- 2) 他機関との連携・外部の研修や参加や連携（介護保険関連・行政・訪問看護ステーション協会）し利用者擁護のために研鑽に努めます

## 11. 本指針の閲覧

本指針は利用者の求めに応じていつでも閲覧できるようにすると共に、当施設のホームページでも公表し、利用者及び家族が自由に閲覧できるようにします。  
当法人ウェブサイトに掲載します。

## 12. 附則

2024年4月1日施行